第 15 期環境保健調査研究 公募概要

１．目的

環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境省所管の独立行政法人であり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染による健康被害の予防に関する事業として、ぜん息等の発症予防や健康回復に関する各種事業を行っている。

今般、公害健康被害予防事業の一環として、地方公共団体が実施する地域住民を対象とするぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（ソフト３事業）の効果的な実施及び患者の日常生活の管理・指導等の充実・強化を図ることを目的とした調査研究課題の公募を行う。

２．公募課題

第 15 期環境保健調査研究として公募する課題は下記の小研究課題名の課題とする。

＜重点プロジェクト＞ COPD の早期発見・早期介入及び呼吸リハビリテーションによる重症化予防に関する調査研究	
中課題名	小研究課題名
１－１ COPD スクリーニングを起点とした早期発見・早期介入モデルの構築に関する研究	①COPD のハイリスク者抽出のための標準的なスクリーニング手法の開発
	②質問票による COPD 早期発見・早期介入が重症化予防及び医療費に与える効果の検証
１－２ 外来及び在宅における呼吸リハビリテーションの標準的プログラムの開発及び有効性に関する研究	①外来における集団リハの標準プログラムの開発及び有効性の検証
	②在宅におけるテレリハの標準プログラムの開発及び有効性の検証
	③呼吸リハビリテーション標準プログラム検討のための COPD 患者の層別化に関する研究

＜一般プロジェクト＞	
中課題名	小研究課題名
２． ライフステージに応じたぜん息の重症化予防と包括的管理支援モデルの構築	①高齢者ぜん息のフレイルの影響評価と管理の最適化に関する研究
	②デジタル技術を活用した成人・高齢期のぜん息増悪予測と個別化予防支援に関する研究
	③小児期から成人期への移行期ぜん息管理支援モデルの開発

調査研究期間、予算規模及び採択課題予定数は以下のとおりとする。

○研究期間：３年を原則とするが、全課題について、評価の結果等により単年度となる場合がある。

○予算規模：

重点プロジェクト（５課題）：1,000 万円程度／年・課題

一般プロジェクト（３課題）：700 万円程度／年・課題※

※研究課題「２②デジタル技術を活用した成人・高齢期のぜん息増悪予測と個別化予防支援に関する研究」は、1,000 万円程度／年とする。

○採択課題予定数：10 課題程度

３．各公募課題の詳細

応募に当たっては、「(別紙) 各公募課題の詳細について」を参照し、各研究課題における**「研究の狙い・期待する成果」及び「想定する研究基盤・体制」に則した研究**とすること。

４．応募資格

本公募に応募できる者の資格は別添１「公害健康被害予防事業に係る調査研究の委託業務に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。)」第３条のとおりとする。ただし、次の者を除く。

①当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

②独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第５条の規定に該当する者

【参考】独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

（一般競争等に参加させないことができる者）

第５条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

（１）契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者

（２）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（４）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（５）落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

（６）前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

２　契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

３　第１項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

５．対象経費

委託費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とする。計上可能な費目は、以下のとおりとし、日本国通貨にて計上するものとする。

各詳細は、事務処理説明書（別添３）を参照のこと。また、直接経費の算出に当たり機構の単価表が必要な場合は、予防事業部事業課公募担当まで問い合わせること。

（１）直接経費

① 諸謝金

研究を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た場合など、特定の用務に対する謝礼金

② 旅費

委員会等の出席、研究に必要な各種調査を行うための旅費

※旅費を計上する場合、調査研究申請書には、次の例により記入すること。

（例）研究発表会出席旅費

鹿児島～東京（２泊３日）（環境保全大学　准教授　予防　太郎）

１人×１回×@120,760 円＝120,760 円

（@＝宿泊料 13,100 円×２＋日当 1,300 円×２＋航空運賃 43,890 円×２＋バス賃 1,250 円×２＋鉄道運賃 840 円×２）

③ 業務費

ア．備品費

対象となる備品は研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品に限り、研究者が通常使用する一般的什器は含まない。なお、本委託費により取得した備品等については、業務完了後、機構が返還させる必要があるものを指定し、これを返還する必要がある。

イ．消耗品費

物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適しないものに限る。

ウ．印刷製本費

研究業務の遂行上必要な資料を作成するために使用した印刷代、コピー代等

エ．通信運搬費

郵便料、切手、はがき、運送代等

オ．借料及び損料

機械器具の借料及び損料、会場借料等

カ．会議費

委員会等の茶菓子弁当代、その他賄い等の食料の代価。必要最小限にとどめるものとする。

キ．賃金

集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する者に対する賃金

ク．雑役務費

機械器具等の修繕費、各種保守料、プログラム作成料、フィルム現像料、掲載料（投稿料）、翻訳・通訳料等

ケ．その他

ア～ク以外に、調査研究の実施に必要な経費

④ 外注費（再委託費）

調査研究に直接必要なデータの分析、試験、解析、検査、コンテンツ制作等の業務請負、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等にかかる経費

（２）間接経費

間接経費は、委託費を適正かつ効果的に活用できるよう、直接経費による委託調査研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、受託研究機関及び共同研究機関が使用する経費をいい、直接経費の 30％を限度に計上することができる。

（３）共同実施費

共同実施費とは、研究代表者の所属する研究機関（受託研究機関）から、研究を分担して行う研究者の所属する研究機関（共同研究機関）に、当該研究の一部を委託する経費をいう。

共同実施費として計上できる経費の区分は４．（１）～（２）に準じる。（この場合、受託研究機関と共同研究機関の間で「共同実施契約書」の締結が必要となる。）

６．調査研究の実施に当たっての留意事項

（１）所属機関の長の承認

研究代表者は、当該調査研究に応募することについて、所属機関の長の承認を得ること。委託契約締結時に調査研究の実施に係る承諾書を提出するものとする。

（２）研究課題の評価の実施

採択された調査研究課題については、外部の有識者により構成される環境保健調査研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）による年度評価及び事後評価（調査研究の最終年度に年度評価の代わりに実施）を実施する。なお、評価の客観性及び透明性の確保のために、調査研究の実施に当たり、第三者からなる検討会等を設ける場合は、検討委員等に評価委員会の委員を含めないこととする。

（３）プログラムオフィサーによる支援等

採択された調査研究課題に対して、機構が設置するプログラムオフィサーが、研究成果の最大化及び社会実装を促進する観点から、研究課題間の情報交換、相互連携等を促進するなどの支援等を行う。

（４）研究成果の取扱い

研究者は、毎年度の調査研究終了時に委託調査研究成果報告書を５部作成し、機構に提出すること。また、機構主催の調査研究成果発表会にて、研究成果を発表するものとする。

機構は、研究成果をホームページで公表するとともに、COPD、ぜん息患者等の日常生活の管理や指導等に直接役立つ情報については、リーフレットなど分かりやすい資料を作成するなど広く情報提供を行う。

（５）委託費の管理等の適切な実施

委託費の管理及び経理の透明化並びに適正化等の観点から、委託費の管理及び経理事務は、受託研究機関及び共同研究機関において責任をもって実施すること。

（６）研究計画策定及び実施に当たっての研究倫理

研究計画の策定及び実施に当たっては、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等、研究倫理に関する指針や規程を遵守すること。また、当該調査研究を実施するに当たっての倫理面への配慮（研究対象者に対する人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意（インフォームド・コンセント）への対応等）について、調査研究申請書（様式第１－１号及び第１－２号）の「11．医学的調査研究の実施に当たっての倫理面の配慮」に記載すること。

記載内容に違反して研究を実施した場合は、委託契約を解除し、委託費の返還等を求めることがあるほか、一定期間当該研究者に対して調査研究の委託契約を行わないことがある。

（７）委託費に係る研究不正への対応

委託調査研究において、不正行為、不正使用又は不正受給を行った場合、これらに関与した研究者等に対し、別添２「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」による措置を準用する（取扱要領 19 条の２）。

（８）個人情報の保護

調査研究の実施に当たっては、受託研究機関が、当該調査研究で取り扱う個人情報の保護のための適切な安全管理措置を講じること。

（９）知的財産権の取扱い等

委託業務を完了したときをもって、当該委託業務の成果物（委託調査研究成果報告書等）の所有権は、受託研究機関等から機構に移転する。

ただし、発明等に対する特許権等の知的財産権については、委託業務契約書に定める事項が遵守されることを前提に、受託研究機関等に帰属させる（機構は譲り受けない）ことができる。この場合において、発明等の創作時、出願・申請時等には、同契約書の定めに従い、機構に対する申請又は報告が必要となる。

(10) 契約情報の公表

① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

②「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応募又は契約の締結を行うこと。(案件への応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。)

ア．公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

１）当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

２）当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

イ．公表する情報

上述に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

１） 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

２） 当機構との間の取引高

３） 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

４）一者応札又は一者応募である場合はその旨

ウ．機構に提出する情報

１）契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

２）直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

エ．公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内（４月に締結した契約については原則 93 日以内）

③ 「資格停止措置等」の公表

契約事務取扱細則第５条により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を機構ホームページにより公表する。

７．審査方法

審査は非公開で、以下の手順で行う。

（１）資格・要件審査

応募内容について、調査研究課題の要件等について機構が事前審査を行う。その際、公募する研究分野に該当しない場合、別添１取扱要領に規定される応募資格を満たしていない場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとする。

（２）書面審査（事前評価）

資格・要件審査を通過した応募課題について、以下の観点から評価委員会による書面審査を行う。

① 環境保健対策の推進への貢献度

② 研究成果目標の明確性、的確性

③ 研究計画の適正さ

④ 研究内容の独自性

⑤ 社会・経済に対する貢献度

⑥ 総合評価

なお、課題別の応募が多数の場合は、必要に応じてオンラインにてヒアリングを令和８年12月上旬（12月７日の週を予定）に実施する。申請者は事前に予定を確保しておくこと。

（３）採択課題の決定

新規課題の採択は、書面審査結果等を踏まえて決定する。なお、採択に当たって、研究体制、研究計画等に条件が付与される場合がある。

（４）審査結果の通知

調査研究課題の申請者に対して、令和９年２月中旬頃に審査結果を通知する。

８．調査研究申請書の提出方法

（１）提出物

作成した調査研究申請書（様式第１－１号及び第１－２号）をPDF等に変換せずに電子メールにて提出すること。提出翌日までに機構から受領した旨の返信が届かない場合は下記提出先のメールアドレスまたは「＜本件担当＞」欄の電話番号まで問い合わせること。

（２）受付期間

令和８年10月13日（火）～令和８年11月16日（月）午後５時

受付期間を過ぎて機構が受信した調査研究申請書のうち、遅延が機構の事情に起因しないものについては、応募を受け付けません。

（３）提出先

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部事業課 公募担当

E-mail：h-koubo※erca.go.jp

（メール送信の際は、※を ＠ に置き換えてください。）

電子メールの件名記入例：調査研究申請書の提出（環境保健分野）

（４）その他

① 提出する電子ファイルは、Microsoft Word（Windows ＯＳ対応、拡張子doc又はdocx）で作成すること。フォントは、一般的なものを使用すること。

Apple Computer社製パソコン及びＯＳ（以下、Mac）で応募書類を作成した場合、文字化け等で文書が読み取れない場合があるので、応募書類はWindowsＯＳで作成すること。Macで作成したもので、機構の受信環境で文字化けを起こした場合、不受理とし機構では責任を持たないものとする。

② 提出する電子ファイルは、１つのファイルとすること。応募書類を複数のファイルに分割して提出した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、機構は責任を持たないものとする。

③ 提出する電子ファイルは、自動解凍ファイル等の圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。

④ 電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。このようなファイルが提出された場合、機構は速やかに破棄・削除するものとする。
⑤ 調査研究申請書は日本語で作成すること。

9．問い合わせ方法

公募全般に関する問い合わせは、電子メールにて行うこと。

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部事業課 調査研究公募担当
E-mail：h-koubo※erca.go.jp
（メール送信の際は、※を @ に置き換えてください。）
電子メールの件名記入例：公募問い合わせ（環境保健分野）

（参考）添付資料

① 各公募課題の詳細について（別紙）
② 公害健康被害予防事業に係る調査研究申請書（様式第１号）
③ 公害健康被害予防事業に係る調査研究の委託業務に関する取扱要領（別添１）
④ 研究活動における不正行為等への対応に関する規程（別添２）
⑤ 公害健康被害予防事業「環境保健調査研究」委託契約に係る事務処理説明書（別添３）
⑥ 委託業務契約書（標準様式）（別添４）

以上

＜本件担当＞〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー８F
独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部事業課
担当：林、佐々木、柚木、山田、駒田
E-mail：h-koubo※erca.go.jp TEL：044-520-9570 FAX：044-520-2134
（メール送信の際は、※を @ に置き換えてください。）